

別表3-2 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表(非住宅)

(単位:円、消費税込(税率10%))

| 判定対象床面積 | 評価手法 | | | | | |
|---------------------|---------|--------|--------|-------------|---------|---------|
| | モデル建築物法 | | | 標準入力・主要室入力法 | | |
| | A類 | B類 | C類 | A類 | B類 | C類 |
| ～ 300㎡未満 | 88,000 | 66,000 | 44,000 | 165,000 | 121,000 | 88,000 |
| 300㎡以上 ～ 1,000㎡未満 | 110,000 | 77,000 | 55,000 | 209,000 | 143,000 | 110,000 |
| 1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満 | 143,000 | 88,000 | 66,000 | 264,000 | 165,000 | 121,000 |

1. 建築物用途に応じたA類～C類の分類は 別表4 によります。
2. 建築用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとします。
 - ・A類が含まれるときはA類
 - ・A類が含まれず、B類が含まれるときはB類
3. 住宅と非住宅建築物の複合建築物の申請の場合は、住宅の料金と非住宅建築物の料金の合計とします。
4. 確認申請の依頼と併願する場合は、上記の料金から 1,000円 を減じた額とします。
5. 増改築の場合、増改築部分の延べ面積をもとに料金を適用します。
6. 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、別表 によらず、一律 33,000円(税込)とします。
7. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とします。
ただし、次の場合は上表の料金とします。
 - ①用途分類を変更する場合
 - ②モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
 - ③評価方法の変更(モデル建物法 ⇄ 標準入力法 等)
 - ④直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合
 なお、審査を伴わない変更申請については、2,200円(税込)とします。
8. 通知書の交付前までに大規模な計画変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とします。
9. 軽微変更該当証明の申請(軽微な変更ルートC)に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とします。ただし、直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とします。
10. 軽微な変更ルートA及びBに係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.2 を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)とします。
11. 適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合は、1通につき 2,200円(税込)とします。

※以上の料金に該当しない場合は、別途相談とします。